

大垣市制100周年シンボルマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市制100周年シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）のデザイン（別図）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの使用)

第2条 シンボルマークのデザインを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 大垣市及び大垣市が出資する法人その他大垣市が財政的援助を与える法人であって市長が認めるものが使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校、同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の保育所が教育の目的で使用するとき。
- (3) 大垣市内の自治会、婦人会、子ども会等の住民組織及び大垣市まちづくり市民活動育成支援条例（平成15年条例第2号）第2条第3号の市民活動団体が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人が、営利を目的にせず、かつ、個人的に又は家庭その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承認申請)

第3条 前条に規定する市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大垣市制100周年シンボルマーク使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認

めるとき。

(5) 大垣市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認めるとき。

(6) 第8条各号に規定する事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認めるとき。

(7) その他不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用を承認したときは、大垣市制100周年シンボルマーク使用承認（変更）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による使用の承認に、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第5条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 使用を承認する期間は、当該承認日から平成31年3月31日までの間とする。

（遵守事項）

第7条 使用の承認を受けた者（第2条ただし書の規定により使用の承認を受けない者を含む。以下「使用者」という。）は、シンボルマークの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等に従って使用すること。

(3) シンボルマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

（承認内容の変更）

第8条 使用の承認を受けた者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ大垣市シンボルマーク使用承認変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、大垣市制100周年シンボルマーク使用承認（変更）通知書（第2号様式）により申請をした者に通知するものとする。

（完成物件の提出）

第9条 使用者は、実際にシンボルマークを使用した完成物件を市長に提出しなければならない。ただし、当該完成物件の提出が困難であると認められる

ものについては、その写真をもって、これに代えることができる。

(使用状況の調査及び報告)

第10条 市長は、使用者にシンボルマークの使用状況等について報告させ、又は実地に調査をすることができる。

2 使用者は、シンボルマークの使用状況等について、市長から調査及び報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は中止を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) その他不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消し、又は中止を命じたときは、大垣市制100周年シンボルマーク使用承認取消・中止命令通知書(第4号様式)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消され、又は中止を命じられた者は、当該承認の取消又は中止の命令の日以後、シンボルマークを使用してはならない。

4 第1項に規定する取消し等によって生じた損害について、市は、その責めを負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者が、シンボルマークの使用によって自己が受け、又は第三者に与えた損害又は損失について、市は、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

大垣市制100周年シンボルマーク使用申請書

大垣市長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者職氏名）

次のとおり、大垣市制100周年シンボルマークを使用したいので申請します。

なお、使用にあたっては、大垣市制100周年シンボルマーク使用取扱要綱を遵守します。

使用目的・方法		
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

第2号様式（第4条、第8条関係）

年 月 日

大垣市制100周年シンボルマーク使用承認（変更）通知書

様

大垣市長



年 月 日付けで申請のありました大垣市制100周年シンボルマークの使用について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定の区分	<input type="checkbox"/> 使用（変更）を承認します <input type="checkbox"/> 使用（変更）を承認しません
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用の条件	

※大垣市制100周年シンボルマーク使用取扱要綱に違反したときは、使用承認を取り消す場合があります。

年 月 日

大垣市制100周年シンボルマーク使用承認変更申請書

大垣市長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者職氏名）

年 月 日付け で承認を受けた大垣市制100周年シンボルマークの使用について、次のとおり変更したいので申請します。

なお、使用にあたっては、大垣市制100周年シンボルマーク使用取扱要綱を遵守します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
連絡先	担当者氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

大垣市制100周年シンボルマーク使用承認取消・中止命令通知書

様

大垣市長



大垣市制100周年シンボルマークの使用について、次のとおり（取り消しました／中止を命じました）ので通知します。

(取消／命令) 日	年 月 日
(取消／命令) 事由	

※（承認の取消日／中止の命令日）以後は、大垣市制100周年シンボルマークは使用できません。

別 図



大垣市制100周年



2018 O G A K I